

様式第八（第六十条関係）

破 碎 業 許 可 申 請 書
許可の更新

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年 月 日

佐世保市長 様

(郵便番号)
住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号) 電話番号		
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 年 月 日 第 年 月 日 第	号 号 号	
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県市のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県市のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限			

(第2面)

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

	名 称	
	(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
	住 所	(郵便番号) 電話番号

(第3面)

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

■添付様式 1 (1)

事業所全体平面図

事業所所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	
平面図(事務所、破碎作業場、解体自動車・自動車破碎残さ等の保管場所、排水処理施設、排水溝など)				
	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備 考
解体自動車	m ²	m	台	
圧縮解体自動車	m ²	m	m ³	
自動車破碎残さ	m ²	m	m ³	
注1 寸法についても記載すること。				
2 施設の所有権(又は使用権原)を証明するもの(土地及び建物の登記事項証明書、土地・建物等使用承諾書等)を添付すること。				
3 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を添付している場合には、記載を省略できる。				

事業所付近図

注 事業所の付近図を記載すること(住宅地図等の写しを貼付しても可)。

破 碎 業 に 係 る 作 業 フ ロ ー

- 注 1 作業フローの中には、各工程で使用する機械等の名称及び型式も記載すること。
- 2 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

■添付様式 2(1) 《破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え保管を行う場合》

事業所以外の解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所平面図

積 替 え 保 管 場 所 所 在 地				
土 地 所 有 者	住 所		氏 名	
建 物 所 有 者	住 所		氏 名	
平面図(囲い、区画、床面の説明、排水処理施設、排水溝など)				
	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備 考
解 体 自 動 車	m ²	m	台	
圧縮解体自動車	m ²	m	m ³	
自動車破砕残さ	m ²	m	m ³	
注 1 寸法についても記載すること。 2 施設の所有権(又は使用権原)を証明するもの(土地及び建物の登記事項証明書、土地・建物等使用承諾書等)を添付すること。 3 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を添付している場合には、記載を省略できる。 4 積替え保管場所が複数ある場合には、所在地ごとに平面図を作成すること。				

■添付様式 2(2) 《破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え保管を行う場合》

事業所以外の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所付近図

注 事業所の付近図を記載すること(住宅地図等の写しを貼付しても可)。

■添付様式3 《賃貸借契約書等の写しを添付する場合は不要》

土 地 ・ 建 物 等 使 用 承 諾 書

次の物件を自動車リサイクル法における破砕業の用に使用することを承諾します。

土 地 : (m²)

建 物 : (m²)

その他 :

年 月 日

借主 住所_____

氏名_____

貸主 住所_____

氏名_____ ㊞

■添付様式 4 《産業廃棄物処理施設以外の施設に限る》

破砕前処理又は破砕の用に供する施設の概要

処 理 施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	t / 日 (時間)、 t / 時間
処理施設の処理方式 及び設備の概要	
生活環境の保全上の 措置	○廃棄物の飛散・流出防止措置 ○騒音防止措置 ○振動防止措置
注 1 処理施設の構造を明らかにする図面(平面図・立面図・断面図・構造図)、設計計算書(処理能力計算書を含む。)を添付すること。 2 施設が複数ある場合には、施設ごとに記載すること。 3 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。	

保管施設の措置概要

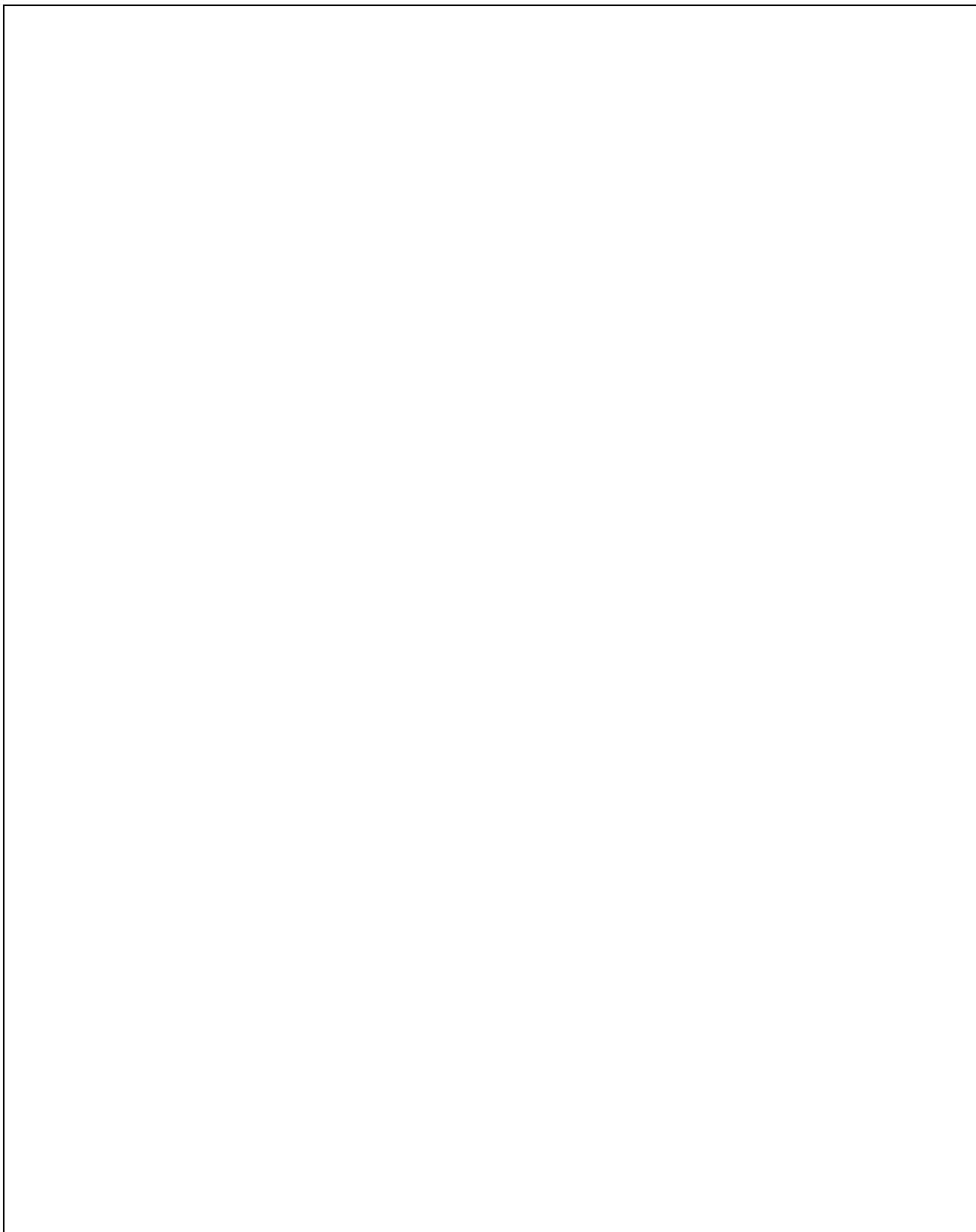
保管施設所在地											
1. 圧縮していない解体自動車の保管施設											
①囲い	有 ・ 無		高さ	m		材質					
②区画	有 ・ 無		方法					面積	m ²		
③保管方法等の概要											
2. 圧縮(プレス)又は剪断した解体自動車の保管施設											
①囲い	有 ・ 無		高さ	m		材質					
②区画	有 ・ 無		方法					面積	m ²		
③保管方法等の概要											
3. 上記1～2の共通事項											
①掲示板(表示)の設置		有 ・ 予定		大きさ	縦 cm × 横 cm						
②衛生害虫発生防止措置		薬剤散布 ・ その他()									
4. 自動車破砕残さの保管施設											
①保管容量等	面積	m ² (縦 m × 横 m)				保管量の上限	m ³ (日分)				
	積み上げ高さ	m				破砕処理能力	m ³ /日				
②床面	構造	鉄筋コンクリート ・ その他()						厚さ	cm		
③排水処理施設等	有 ・ 無		処理方法								
	処理能力		m ³ /日		排水量	m ³ /日		排水溝	有 ・ 無		
④雨水がかからない措置		屋根 ・ 覆い ・ その他()									
⑤飛散・流出防止措置		側壁(面) ・ その他()									
⑥掲示板(表示)の設置		有 ・ 予定		大きさ	縦 cm × 横 cm						
⑦衛生害虫発生防止措置		薬剤散布 ・ その他()									
注1 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。 2 該当する箇所について記載し、該当しない箇所については斜線を引くこと。 3 保管施設の所在地ごとに必要事項を記載すること。											

自動車破碎残さの保管施設の平面図・立面図

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 注 1 | 寸法についても記載すること。 |
| 2 | 屋根、覆いを明確に示すこと。 |
| 3 | 仮保管施設も含めすべての保管施設について記載すること。 |
| 4 | 上記図面を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。 |

■添付様式 7

排水処理施設の概要がわかる図面



注 1 フロー図又は施設断面図等排水処理内容が分かる図面を記載すること。

2 上記図面を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

■添付様式 8(1)

事業計画書及び収支見積書(様式 1)

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

(※必要に応じフロー概略図を添付)

業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	
------	-------	------	---	-----	--

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1-3. 破碎実績

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

■添付様式 8(2)

1－4．破砕等能力

1日当たり処理能力	年間稼働予定日数	年間処理能力
台／日	日	台

1－5．保管の状況

解体自動車		自動車破砕残さ(ASR)	
保管量の上限	台(m ³) (台(m ³))	保管量の上限	m ³ (m ³)
現在保管量	台(m ³) (台(m ³))	現在保管量	m ³ (m ³)

※事業所以外の場所で保管している場合は、()に記入すること。

1－6．年間収支見積書

年 月 日 現在作成

項目		前年度(年) 〔決算月(月)〕		今年度の見込み 〔決算月(月)〕	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)				
売上原価	イ(解体自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外利益	カ				
経常利益	キ＝オ＋カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末(千円)	現在(千円)
負債総額(年度末残高)		

注1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 解体自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

■添付様式 9(1) 《解体自動車等を保管基準を超えて保管している場合》

事業計画書及び収支見積書(様式 2)

年 月 日 現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している 廃棄物の種類(すべて記載)									
保管量上限を超過している 廃棄物の搬出の方法									
搬出先の所在地及び名称									
搬出先での処理の方法									
年間搬出予定量(種類別)									
過去 1 年間の年間搬出実績 (種類別)									
改善完了予定年月日	年 月 日								
改善にかかる予定費用	<table> <tr> <td>搬出費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>処分費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>販売費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>	搬出費用	円	処分費用	円	販売費用	円	計	円
搬出費用	円								
処分費用	円								
販売費用	円								
計	円								
改善にかかる資金の調達先									

注 解体自動車、自動車破砕残さ(A S R)以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

■添付様式 9(2) 《解体自動車等を保管基準を超えて保管している場合》

2-2. 詳細収支見積書(許可取得後1年間)

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益(Ⅱ表ア)	千円	
保管ASRに係る処分費用(Ⅱ表イ)	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
(上記が借入金の場合の借入先)		

II 収益の計算表

	単位	
有用部品・有用金属売却益(1台当平均) A	円	
解体自動車等処分料金収入(1台当平均) B	円	
ASR等処分費(1台当平均) C	円	
破砕作業工賃及び一般管理費(1台当平均) C'	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 $E = (A + B - C - C') \times D$	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 $G = (A - C - C') \times F$	千円	
自動車破砕業による利益 ア $H = E + G$	千円	
保管ASR等に係る処分費用 イ	千円	

III 単価(1台当平均)の算出方法

有用部品・有用金属売却益→ⅡのAへ	
解体自動車等引取料金収入→ⅡのBへ(注1)	
破砕作業工賃及び一般管理費→ⅡのC'へ	

注1 処分料を徴収して引き取る場合を想定しているが、解体自動車を購入している場合は、マイナスで計上すること。

2 過去直近3年間の決算書(個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書)を添付すること。

■添付様式 9(3) 《解体自動車等を保管基準を超えて保管している場合》

2-2. 詳細収支見積書(つづき)

IV 詳細収支見積書附表

項目		直近期 の実績 (千円)	単 価		主 な 引 取 先 , 引 渡 先 又 は 売 却 先	備 考 ※主な内訳下記のとおり
			(円)	単位		
収 入	廃棄物収集運搬手数料					前年輸送台数 台
	解体自動車処分受託手数料(注)					前年受託実績 台
	有用物・有用金属売却収入(計)					
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	その他					
	A S R 引渡料金					前年引渡実績 t
支 出	解体自動車引取費用(注)					前年引取台数 台
	廃棄物処分委託手数料(計)					
	A S R					
	解体自動車					
	(種類)					
	(種類)					
	(種類)					
	(種類)					
	(種類)					
	(種類)					
	(種類)					
	その他の廃棄物					

注 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2 直近年について作成すること。

3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

■添付様式 9(4) 《解体自動車等を保管基準を超えて保管している場合》

2－3．資産に関する調書

年 月 日 現在

資産の種別	内 容	数 量	金額(千円)
現金・預金			
有 価 証 券			
未 収 入 金			
売 掛 金			
受 取 手 形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 輜			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			

注 前年度の決算書(貸借対照表を含む。)を添付する場合は、作成不要。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第2項の規定に基づき、同法第62条第1項第2号イからヌまで(下記「欠格要件」)のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

佐世保市長 様

(申請者)住所 _____

氏名 _____

破砕業許可申請者の欠格要件【使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号】

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者※又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁固）以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ この法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
 - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ※主務省令で定める者：精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

■添付様式11

申 立 書

次に掲げる事項を記載した標準作業書を下記の場所で常備し、下記の方法により従事者に周知していることを申し立てます。

年 月 日

佐世保市長 様

(申請者)住所 _____

氏名 _____

1. 常備場所

2. 周知方法

3. 破砕業に係る標準作業書に記載する事項

【使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第62条第2号イ】

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。)
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置